令 和 元 (2019) 年 度 第 3 回 川 崎 市 民 間 活 用 推 進 委 員 会 摘 録

日 時 令和元年9月5日(木) 午前9時30分 ~ 午前11時35分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第2会議室

出席者 委員 安登会長、足立委員、伊藤委員、川崎委員、保井委員市 側 伊藤副市長

大澤総務企画局長

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長宮崎総務企画局都市政策部企画調整課長吉永財政局財政部財政課担当課長

後藤財政局資産管理部資産運用課担当課長藤井市民文化局コミュニティ推進部協働連携推進課長高木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長柏原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長多田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長森木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

開会

- 1 議題
 - (1) 第2回川崎市民間活用推進委員会での議論について
 - (2)優先的検討の考え方について
 - (3) 民間提案制度について
 - (4) 知的財産を含む情報の取扱いについて
 - (5) モニタリング方法・体制の再構築について
 - (6) 今後の審議の進め方について
- 2 その他

閉 会

公開及び非公開の別 公開

傍 聴 者 0 名

議事

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

それでは、定刻前ですけれども、おそろいですので、ただいまから、令和元年度第3回川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきます。

私は、総務企画局行政改革マネジメント推進室長の佐川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。初めに、本日の委員会でご

ざいますが、前回同様に公開とさせていただいておりまして、市民の皆様の傍聴や、マスコミの方の取材につきましては許可とさせていただきますので、どうぞご了承いただきたいと存じます。

委員会終了後、議事録を作成いたしますが、委員の皆様にご確認をいただいた上で、公開の手続を進めさせていただきたいと存じます。

なお、11時から1分程度、神川県内一斉防災合同訓練の館内放送が流れますが、会議については、 そのまま進行とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料でございますが、次第、その下に出席者一覧と座席表のほか、資料1から資料6、また、参考資料を配付させていただいております。資料の不備などがございましたら、お申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、会議の開催に当たり、伊藤副市長より挨拶を申し上げます。

伊藤副市長

おはようございます。先生方には本当にお忙しい中、早朝にお集まりいただきましてありがとうござ います。

前回、第2回目は臨時的な形で、本来のスケジュールではなかったんですけれども、急遽お集まりいただきまして、大変中身の濃い議論、そしてご指導をいただけたと思っておりますが、本日も次第にございますように、前回までの議論を踏まえまして議論を進めていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。安登会長、よろしくお願いします。

安登会長

改めておはようございます。本日はお忙しい中、皆様には時間どおりお集まりいただきまして、ありがとうございました。

前回は、今、副市長からもお話がありましたように、新たな民間活用の基本的な考え方などについて、 活発なご議論をいただきました。今日は第3回ですけれども、この間の検討状況等について、事務局か ら報告をしていただきたいと思っております。

それでは、自由闊達なご議論をよろしくお願いいたします。

まずは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

お手元の議題の(1)ですね。第2回川崎市民間活用推進委員会での議論について、事務局から説明 をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、お手元の資料1をごらんください。

2 回目の委員会でいただきました主な意見を要約したものを簡単にご説明させていただきます。

まず最初の項目、これまでのPPPの振り返りについてでございますが、手続面、モニタリングなど、共通化できる部分については、マニュアル化して進めていくことで改善ができるというふうなご意見。 2点目としましては、本質的には、PFI事業、PPPというものについては、時間をかけてやるべき 事業だということをちゃんと庁内に理解を促すことが必要であるというようなご意見をいただいており ます。

2点目の、「新たな民間活用」の基本的な考え方については、おおよそ各委員の方々から、この考え方に従って進めていく、検討していただきたいということでお話をいただいたかと考えております。

3点目、川崎市がめざす民間活用の対象範囲等についてでございます。 2 ポツ目でございますが、資産マネジメントについての課題認識を触れておいた方が良いなど、ご意見を頂戴したところでございます。

4点目、市内事業者の参加促進等に係る方策についてでございますが、地元企業の参画というのは地域経済にとって非常に重要なことであるが、下請として仕事をもらうだけで参画することだと生産的ではない。地域の中小企業の育成的な視点や地元ならではの価値を踏まえた取組を進めていただきたいというようなご意見をいただいております。 3 ポツ目でございますが、地域の企業が代表企業になれる場合もあるので、整理をした上で取組を進めた方が良い。 4 ポツ目でございますが、地域の企業を守るという観点でやってしまうと発展ができなく、結果的に、事業で目指すところの最適な公共サービスが阻害されるようなことがあっては本末転倒であるということであります。地域の企業にしかできない、地域の企業ならではの強みをどう生かしていくかという工夫が重要であるというようなご意見を頂戴しております。

最後の項目、PPPプラットフォームの取組みについては、1ポツ目、ハードに偏っているところが見えるが、ソフト面でNPOなどに展開していかないといけない。+ a のところにまで浸透させていかなければというようなご意見を頂戴しております。2ポツ目については、勉強会での最初の方向性はとても良い。事例をたくさん入れて、川崎市の哲学と一緒に伝えることで伝わるものがあると思うということをいただいております。

以上のようなご意見を頂戴しております。この後の審議に生かしていきたいと考えております。 ご説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

資料1に基づいて、前回の要約をしていただきましたけれども、委員の皆様におかれましては、いかがでしょうか。内容的にはいかがでしょうか。

足立委員

プラットフォームについて、前回申し上げたことで、川崎市の今回の取組は非常にレンジの広い、志の高い取組なので、プラットフォームもそれにしっかり呼応する形となるようにぜひやっていっていただきたい、ということを記載しておいていただけるとありがたいです。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

承知しました。記録として残させていただきたいと思います。ありがとうございます

安登会長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

(なし)

安登会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題の(2)のところですけれども、優先的検討の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料の2をごらんください。

優先的検討の考え方(案)でございます。まず初めに、優先的検討とはというところでございますが、こちらは公共施設等の整備等を行う場合に、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することということでございます。本市では、今後、民間活用を行う事業分野を広げていくという観点から、改めて事業分野毎の優先的検討の考え方を整理するものでございます。

2番目でございますが、優先的検討の対象事業の考え方について、分野別に整理させていただいております。

まず一つ目、ソフト事業および内部管理事務における考え方でございますが、ソフト事業と内部管理事務におきましては、まず、今行っている事業を全てリセットして考え直すということは現実的ではないという考え方から、事業内容の変更であるとか、事業を取り巻く状況の変化、こういった活用検討のタイミングを個別に判断しなければならないと考えておりますので、事業の状況に応じて個別に検討を行うこととしたいと思っております。

それから二つ目、施設整備・管理運営事業 (ハード事業) における考え方でございます。こちらにつきましては、金額や規模等で限定せず、原則すべての案件を対象として優先的検討を行っていきたいと考えております。ただし、既に民間活用を行っている施設、あるいは創意工夫の余地が限定的と考えられる施設につきましては、適切な時機を捉えて、個別に検討を行ってまいりたいと考えております。

三つ目でございます。公有財産利活用事業における考え方でございます。こちらにつきましては、未供用の公有財産につきましては、現在、庁内で検討を行っている面積の状況とあわせまして、面積100 m²以上の案件を対象として、優先的検討を行ってまいりたいと考えております。ただし、100 m²未満の未供用の公有財産につきましても、駅に近いなど立地条件がよいものもあると考えておりますので、そちらにつきましては、立地条件等を踏まえ、個別に検討を行ってまいりたいと考えております。

その下でございますが、供用中の公有財産、こちらにつきましても、検討のきっかけというのは個別に検討していかなければならないものであると考えておりますので、事業の状況に応じて個別に検討という形でとらせていただきたいと考えております。

1枚おめくりください。

3番目としまして、計画策定等および優先的検討の流れと評価方法でございます。左上にフローがございますが、絵の中の左側から事業の流れ、それから真ん中の流れが優先的検討の流れ、それから右側に官民対話という形で整理させていただいております。

まず、事業の流れとしまして、まずStep0-1としまして、整備・管理運営の事由/未利用地の発生・対応検討でございますが、こちらにつきましては、施設が壊れたであるとか、あるいは未利用地が発生という状況を踏まえまして、今後、施設につきましては、どのレベルで修繕をするのか、あるいはスケジュール的にはいつまでに行うのか、未利用地につきましては、庁内で使う場所、部署があるかどうか、こういったところを検討するというようなステップであると考えております。

その次のステップでございます。 S t e p 0 - 2 でございますが、周辺状況の把握/機能の多目的化・複合化等の方向性の整理でございます。こちらにつきましては、この資料の右側に少し絵で整理させていただいておりますが、行政として検討を始めた導入機能以外の施設周辺の状況を把握した上で、機能の多目的化・複合化の方向性、地域課題解決の方向性の整理を行うというところでございます。

下に取組イメージを整理させていただいておりますが、これまで点で考える視点としまして、施設が老朽化した場合につきましても、こちらは施設単体で考えておりましたが、これからは面で考える視点としまして、施設単体で考えるのではなく、周辺にある機能、あるいは地域課題、こういったものを踏まえまして、今後どういった形がいいか検討を重ねた上で、多目的化・複合化の方向性を整理するとい

うステップでございます。

その次のStepにつきましては、事業の流れ、左側の流れとしましては、事業方針(基本構想等)検討開始という形でございますが、こちらの中で事業の位置づけ、目的、導入機能・規模、概算事業費を整理してまいります。このステップとあわせまして、真ん中のフローでございますが、民間活用の検討としましては、Step1、2、3とございますが、まず一つ目としまして、民活可能性の検討。二つ目としまして、採用手法の検討。3番目としまして、簡易な検討がございます。こちらにつきましては、この資料の左下に整理させていただいております。

STEP1につきましては、機能の多目的化・複合化や地域課題解決の方向性を踏まえつつ、官民対話により幅広く民間活用手法の可能性を探っていくものでございまして、この段階で、フローの中で、右側に矢印が出ておりますが、PPPプラットフォーム、あるいはサウンディングなどの場を活用しながら、官民対話を行って可能性を探っていくという段階でございます。

STEP2でございます。こちらにつきましては、事業の期間、特性、規模等の方向性を踏まえ、民間活用手法の中で、適切なPPP/PFI手法を選択するという形でございまして、STEP1の段階で官民対話を実施しております。その中で手法が幾つか挙げられてくるものと思っておりますが、そういった中で一つ、あるいは一つに絞ることが難しければ複数の案を選定していくという段階でございます。

その次、STEP3、簡易な検討でございますが、こちらは、従来手法と民間活用手法の費用の比較。具体的には年度別事業費、それから総事業費の比較を行うほか、民間ノウハウの発揮の余地、事業者の参画可能性について検討を行ってまいりたいと考えております。簡易な検討につきましては、下に点線で枠囲みしておりますが、定性的評価と定量的評価があると考えておりまして、定性的評価につきましては、先ほど申し上げましたが、民間事業者との対話を行って、手法が適切であるのかなどについて確認を行っていくという段階でございます。それから、定量的評価につきましては、事業費と申し上げましたが、整備費、維持管理費、運営費、利用料金収入等で、それぞれにつきまして年度別事業費、総事業費の概算積み上げを行って、従来手法との比較を行うものでございます。

フローにお戻りいただきまして、その次のステップでございますが、左側の流れにお戻りいただきまして、簡易な検討が終わった段階で、事業方針のほうに検討結果を反映させて事業方針の策定という段階がございます。まず、こちらで主としましては、政策決定を一度行うという段階でございます。

その次の段階でございますが、基本計画等策定ということで、これまで検討を進めた内容をさらに具体化するということで、導入機能の具体化、施設計画でいえば、配置・規模を決めていく、運営計画、 それから維持管理計画、こういったものを策定していく段階でございます。

その段階に対応する民間活用の検討としましては、真ん中のフローでございますが、Step4、詳細な検討となります。具体的には資料の右下でございます。こちらにつきましては、費用の詳細な定量的検討ということで、VFMの算出。それから、PPP/PFI手法を導入した際の効果・課題、リスク分担、事業スケジュール、事業者の参画可能性、その他公募条件等について詳細な検討を行うという段階でございまして、こちらも具体的には点線の枠囲みの中でございますが、定性的な評価としましては、民間事業者との対話を行って、事前に行政で検討した公募条件等の内容について確認を行っていくものでございます。それから、定量的評価につきましては、先ほど簡易な検討では概算積み上げという形をとっておりましたが、この段階ではコンサルタントなどを活用しながら、将来な費用、VFM、年度別事業費、総事業費を比較し、採用手法の適否というものを定量的に評価する段階でございます。

こちらで検討したものにつきましては、フローにお戻りいただきまして、左側に矢印が出ておりますが、基本計画等の策定の中で検討結果を反映し、最終的に基本計画を策定していくという段階でございます。この段階でも最終的には政策決定を行うということを考えております。また、民間活用の検討のフローの中では、最終的には評価結果を公表するという段階も想定しております。

資料につきましては以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいま、資料に基づき説明していただきました。優先的検討の考え方について、委員の方からご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員

今回のこの優先的検討の考え方、広くハード事業をカバーしつつ、ソフトについても状況に応じて広く検討を進めていくという方向性はとてもいいと思っております。

すごく意欲的な取組だと思いますので、この中の2枚目のページで、右側にこれまでとこれからということで、点と面という視点の違いというのを記載いただいていまして、これを実際始めた後に、軌道に乗せるために大事なことというのは、ある程度川崎市としての体制を整えることだと思っておりまして、これまで点で考える視点というところで書いてあったところは、老朽化の顕在のところは施設所管で判断ということで、川崎市には相当のハードだけでもたくさんのものがある中で、それを施設所管でそれぞれ管理していたものが、ハード面については基本的に全て一旦このフローに乗せるということですので、全て制度所管部局に上がってくるという想定になるんだという理解です。

そうしますと、制度所管部局にそれなりのマンパワーがないと、どれも検討が浅くなってしまうと思うんですよね。結局、金額規模が大きなものとかいうことで、目立つものとかいうことにどうしても行ってしまうと思いますので、ここの部局の具体的に人数ということも含めて体制を整えていかないと、この面で考えるという視点の深い検討が難しくなってしまう。集まってきた情報の整理が十分にできない。あるいは、複数の問題があるときに、それを一つの複合施設で解決したいということでアイデアを出す。人間は余裕がないとアイデアが湧かなくなるので、そこに体制としての余裕を持たせるようなことを、この紙自体ではないですけど、裏側としてそういう体制を組んでいくというのは非常に重要かなと思っています。

安登会長

ありがとうございました。 事務局から何かございますか。

事務局

ご指摘のとおりだと思っておりまして、庁内さまざまな部署がございまして、例えば特定の局が持っている施設が壊れたということであれば、その局が所管する機能については配慮がいくのかもしれないんですけれども、その他の施策については、なかなか配慮がいかないということもあると思います。庁内横断的にそこら辺は見ていかないといけないと思っています。

連携の仕方なのか、体制なのか、これから検討するべきところかなと思っております。 ご意見を踏まえて、体制などを考えていきたいと考えております。

安登会長

ありがとうございました。 ほかの委員。

川崎委員

全体としてすごくすっきりしているんですけれども、今のご指摘の点って、どちらかというと役所のほうの観点だと思うんですが、ひょっとしてこういうことって民間のほうでできないだろうか。つまり、ここでいうStep0-2のところで、プラットフォームのほうに下げていって機能の多目的化とか、複合化の可能性のようなことを、地域の民間の方々に少し入ってもらうというところもあるのではないか。つまり全部役所でやることって結構厳しいというのが恐らく実態だと思いますし、特に川崎市全体でとなると、市役所の中というと、区役所よりもやっぱり情報が集まってこなくなってしまうこともあり得るので、この百で捉えるというのは、より地域に近いところでという観点になってくると思いますので、ここのStep0-2のところで、プラットフォームに投げてしまうというようなこともあってもいいのかなというふうに思います。

安登会長

ありがとうございました。

今の川崎委員の指摘について、事務局から何かお答えはございますか。

事務局

Step0-2でどこまで決めていくのかというところかなと思っておりまして、実際にはもしかしたらStep1に入る段階でも少しやわらかい段階という可能性はあるとは思いますので、民間事業者、それから地域のご意見を聞きながら、もっといい方向があればそれを反映させていくというような考え方になろうかと思っております。ご意見を踏まえて、検討を進めていきたいと思っています。

安登会長

ありがとうございました。 ほかにございますか。

保井委員

ありがとうございました。よくまとまっていると思います。

今のStepの図の最初に書いてある資料2の中で、ハードのところで、創意工夫の余地が限定的と考えられる施設で、括弧として道路、河川等の整備・維持補修、学校の増築などと書いてあるんですけど、確かにこれだけ見ると余地は限定的なんですけど、例えば道路とか河川とかというのは、その事業自体はPFI/PPPになじまないとしても、実はやっぱりそういう視点を常に持ちながら、常に価値を上げていく視点を持ちながら整備をしていかないと、何かどこかでPPPに乗せようと思ったときに、あのときに、ああしておけばよかったねというのが必ず出てきたりすると思う。そういう意味でいうと、このステップのほうも事由が生まれてからというものの、ひょっとしたら前段階というのが結構大事なことだったりするのかなという気がしますし、サウンディング、プラットフォームというのもひょっとしたらもっと前から、例えばテーマごとに、水辺について考えてみようとか、道について考えてみようというような、そういう少しかなり上流での対話みたいなところを入れていくという、結構そういうところが大事だと思うので、そこは何か表現できないかなということです。

ひょっとしたらそれは伊藤委員がおっしゃったようなことに対してご説明があった、プラットフォームで考えるというご説明が事務局からあったと思うんですけど、そういう感じで各部局が常にPPPとかPFIとかという視点持ちながら事業を組み立てていって、具体的に案件があったときにこっちに乗っていくんだというようなことの整理になるかもしれないですけれども、この0-1の前の段階というのも考えながら、最後のまとめのときに書いていただくといいかなと思いました。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまの保井委員のただし書きのところについてのご意見について事務局いかがでしょうか。

事務局

委員ご指摘のとおり、道路だから検討しませんとかそういったことではないのかなとは思っています。事前のご説明の中でも、例えばそれって本当に全くないのかというご指摘もいただいていまして、例えば新技術の開発であるとか法改正、あるいは道路、河川であってもバンドリングをすることで価値が生まれるとか、経費が削減されるという点もありますし、例えばStep0-1のさらに前段階といいますと、民間活用というよりは、市民がどういう使い方を望んでいるのか、そういった視点は常に持っていかないといけないのかなと思っておりますので、民間活用とはまた別のところで検討すべき話なのかもしれませんけれども、そういった視点も持ちながら事業を進めていきたいなというふうに思っております。ガイドラインの中でどういった形で盛り込むかは今後検討させていただければと思います。

安登会長

その辺は少し内部でまた議論していただいてということでお願いしたいと思います。

足立委員

1ページ目の2の(2)の、ただし以下の4行のところですが、指定管理など、既に民活を行っている施設については、適切な時期を捉えて個別に検討、とありますね。指定管理は、いま現在どのくらいの数の施設で導入されているのでしたっけ。

事務局

約200施設です。

足立委員

200ですね。前々から感じていることですが、多くの自治体の多くの施設で導入されている指定管理については、既に民活を導入しているからこそ、契約更新の時期などに、維持管理運営の適正化プラス大規模改修の適正化などをセットで考えて、より最適な手法を施設に合った形で進化させていくという、そういったことを考える非常にいい題材だと思います。なので、「適切な時期を捉えて個別に検討」するだけでなく、総括部署のほうから庁内に積極的に周知をして、漏れなく掬えるような形にしていくべきと思います。

あとは、これも先ほども話題に出ましたが、事前説明のときに私から申し上げて、資料にも少し追加頂いた、道路、河川のバンドリングなどのところですね。民間ノウハウ固有の特色が出る事業ということではないかもしれませんが、いわゆるインフラの包括委託みたいなものは、既に全国さまざまなところで行われています。北海道の清里町とか、大空町とかの取組が皮切りだったのかなと理解していますが、包括委託という形で、例えば地元事業者のコンソーシアムなどに複数年任せて、工事時期などを自由に設営できるようにすることで、年度末に工事が集中するのを防ぐというような、非常にシンプルな工夫をするだけでも、大きなVFMが生まれているという様な例もあります。そういったものも積極的に推進していくという視点を持って工夫していただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

安登会長

ありがとうございました。

同じところのご指摘があったんですけど、事務局から今の足立委員のご指摘について何かございますか。

事務局

1点目の指定管理者施設についても、指定管理者を入れているから何も考えないというよりは、恐らくふだんのモニタリング、今回の議論にも少し出てきますけれども、そういった中での実施状況なども見ながら、改善の余地、あるいは機能の多目的化みたいなところも常日ごろ考えながら検討していくということなのかなと思っています。

それから、包括委託につきましても、工夫によってVFMが出ることもあると考えておりますので、 そういった視点も持って取り組んでいきたいと考えております。

安登会長

ありがとうございました。

一通りご指摘いただいたんですけど、最初言ったことで、ハード面については全体的に民間活用を見直すということですが、そこで漏れのないようにというご指摘かなということでございますので、このペーパーの性格から見て、どの程度ここに書くかということはいろいろあるかと思いますけれども、その辺の配慮といいますか、その辺をぜひお願いしたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

保井委員

Step0-2で、その下に書いてあるSTEP1のところで、機能の多目的化・複合化や地域課題解決の方向性を踏まえつつ、官民対話により云々と書いてあるので、おっしゃっていることはよくわかりますし、大事な方向だと思うんですけど、どうしても何回も読んでも釈然としない。要するに地域課題の解決の方向という、いわゆる非常に定性的な目標と、機能の多目的化・複合化という、いわばツールや実施することというのが並列に並んでいるというのが何か釈然としないんですね。

文章的にいっても、課題解決の方向性を踏まえつつ、官民対話により機能の多目的化・複合化を含む幅広い民間活用方法を検討していくといえば、普通に単に国語として見てもすんなり入るような気がするという気もしますし、実際に考えたときに、余り早くから機能の多目的化・複合化、方向性を行政だけで検討してしまうと、逆に自分の首を絞めてしまうことにならないかとちょっと危惧するんです。

多目的化・複合化するよという方向は、もちろん周辺環境の整備とか、課題解決の方向性とかをやっていけば必ず出てくると思うんですけど、ここで方向性の整理をすると、例えばこういう機能とこういう機能とこういう機能とこういう機能とこうといって、サウンディングするときは、少しでもこの機能とこの機能とこの機能と決めていますというふうに決めて出してしまうと、やっぱりまたちょっとやりにくさが生まれたりする。そこも含めて民間に提案してもらったほうがよかったりするということを考えると、ここは分けて、むしろ少なくともこの複合化とかというところは、官民対話の中で少しやりとりをしながら出てくるように、ちょっと工夫できないかなというふうに思います。

今のままだと、行政側で決め打ちして、少なくともそれで発表するということはないでしょうけれども、そういうふうに取れてしまう感じがするので。そういう趣旨ではないんだろうと思うんですけれども。

安登会長

ありがとうございました。

今の保井委員のご指摘について、いかがでしょうか。

事務局

文章につきましては、ご指摘を踏まえて修正させていただきます。

実際にこの検討を行う上では、我々、行政だけで検討するというよりは、地元の方にとって今の機能がどうなのかみたいなところで、対話をかなりしていかなければいけない部分は相当あると思っています。そこで、先ほど川崎委員からのご指摘とも重なる部分ですけれども、どこまで決め切って官民対話をしていくのかというところなんだろうと思っていますので、少しやわらかい段階で官民対話を行って、民間の意見を踏まえながら、方向性をさらに見定めるという形はあるのかなと思っていますので、そこら辺は少し幅を持たせるような形でわかりやすく整理したいと思っています。

安登会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

(なし)

安登会長

今の議論を伺いまして、保井先生のお話とも関連するんですけど、公共施設の場合、やはり行政が使う施設のほか、公の施設といわれる市民が利用されるものがありますよね。右側の表にわかりやすく書いていただいているんですけど、公の施設の場合だと、やっぱり地域住民にとっての利用価値というか、利便性が非常に高いので、小規模の自治体さんですと、こういうときにはワークショップなんかをやられて、地元の地域の。それを区レベルでやるのか、小学校区単位でやるのか、それは施設によって違うと思うんですけど、とにかく一定の範囲内でワークショップみたいなことをして、それで地域の意見を吸い上げると。保井先生のご指摘の点はそういう点かなと思うんですけど。

その場合にどうですかと言うと、いや残しておいてくれと話になると何も進まなくなってしまったりすることがあるので、小規模の自治体さんですと、例えば年間5,000万かけていたのが、将来になるとこれは3,000万にしかできないので、その中でどうやればうまく運営できるかということで、一定の制約のもとで工夫していくと。市民の方にもそういうことを知恵を出していただくということでのワークショップみたいなことをやって、そこで、この複合化とか多機能化ということの落としどころを探っていくみたいなことはあると思う。

川崎市は大きな自治体ですので、そうはいっても懐に余裕はあるんじゃないかと思われる市民の方が多いかもしれませんけど、時代の流れからしたらそういうことでもないと思うので、その辺の住民のワークショップ的な形でのご意見の吸い上げみたいなものをここに書くかどうかは別にして、特に公の施設なんかにおいては必要があるのかなと。そういうことによって、多分保井先生のご指摘みたいなことがある程度うまくつくれていくのかなという気がちょっといたしました。

では、議題を進めさせていただきます。

次第1の(3)民間提案制度についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

私のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の資料の3のほうをごらんください。川崎市における民間提案制度の検討についてというものでございます。

本市におきましても民間提案というものを活用しながら、民間事業者様の発意とか創意工夫というものを市政に反映していく。それを取組化していくに当たっての考え方をまとめさせていただいた資料となっています。

1番の民間提案制度について、(1)概要でございますが、こちらは四角囲みの中では、民間提案制度を少し定義づけしてご説明をさせていただいているものでございます。一つは、PFI法に基づく提案制度。また、それ以外にも法に基づかない提案制度というものがあるということで、こちらは先進自治体のほうで取り組みが進められているものでございます。

その下、① P F I 法に基づく民間提案制度ということでご説明をさせていただいておりますが、民間側から公共施設の管理者等に対して事業実施の提案ができるものであり、管理者等は民間側からの提案に対する回答義務があるという制度となっております。

以下、PFI法第6条の条文と、あと、その下にはPFI法に基づく民間提案制度の流れをフローで示させていただいております。

一番下の四角囲みにつきましては、本市では今、等々力緑地再編整備事業の中で、こちらのPFI法に基づく民間提案を受けているところでございますので、現在は、本市のPFI導入実務指針に基づいて検討を進めているというもので、今後も本市といたしましては、PFI法に基づく提案制度についても、引き続きこの仕組みの中で取組を進めていきたいというところでございます。

右側、②PFI法に基づかない民間提案制度ということでご紹介をさせていただいているものでございます。

一つ目が、提案インセンティブ付与型というものでございまして、さいたま市さんの取組になりますけれども、事業者選定の評価において、提案される事業者へのインセンティブ付与を行うと、そうした制度の枠組みとして構築されているものでございます。

その下、選抜・交渉型と呼ばれるものでございますけれども、こちらは流山市さんの取組ということで、協議が調った者と随意契約により契約していくという仕組みを構築されているものであります。

その下、テーマ型・フリー型の提案募集方式というものがございまして、こちらは、一つはテーマに対する公民連携事業の提案や、アイデア等を募集するテーマ型という仕組みと、また、テーマを問わず自由に提案できる仕組み、フリー型という二つの枠組みを設けて制度を構築しているということで、こちらは横浜市さんのほうで取組を実施しているところでございます。

これらを踏まえた取組の方向性というところで(2)に書かせていただいておりますが、そこの太字のところでございますけれども、民間事業者からの積極的な発意による事業創出を本市としても今後期待をしていきたいところでございまして、次の黒丸というところでは、今、直前でご説明した、独自の民間提案制度というものを本市としてもしっかり制度構築をして導入することで、さまざまな事業への民間活用の適用につなげていきたいと思ってございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、次からは具体的なご説明でございますが、一番上、2番、民間提案制度の導入にあたって検討すべき事項というところで、今回、6項目ほど論点といいますか、検討項目を整理させていただいております。それにつきましては、3番の民間提案制度の検討の中で、それぞれの項目ごとにご説明をさせていただきたいと思います。

(1) というところで、民間提案制度の対象というところがございますが、本市といたしましては、特段何か特定の分野にということではなくて、全ての施策分野・事業分野を対象に提案を受け付けるものとする。実際その提案というのは、本市が抱える課題の解決に資するものとして受け付けていきたいというふうに考えております。その下の黒丸につきましては、幅広く民間事業者からの提案を求めていくという趣旨からということで、先ほど、横浜市さんところでご説明させていただいたようなテーマ型とフリー型という形の手法による制度化を検討していきたいと考えております。

続きまして、(2)が提案受理の要件でございます。黒丸の一番目のところでございますけれども、提案という意味では幅広く受け付けていきたいというふうに考えておりますが、例えば単なる営業目的の提案ですとか、本市が置かれている状況等が考慮されていない提案とか、明らかに私益追及が目的となっている提案など、明らかに提案の採用に至らないと考えられる提案を受理し、審査を進めていくこ

とは実務的な対応が困難となることが想定されるというところで、一定の提案受理の要件を設定していきたいというふうに考えております。

提案受理の要件につきましては、下の提案受理の要件というところで3項目ほど整理をさせていただいておりまして、一つ目が対象要件ということで、先ほどご説明した、本市が抱える課題の解決に資する提案であることという要件。

二つ目は、財政的な要件でございまして、本市に追加の財政負担が生じないことという整理をさせていただいておりますが、この意味というところが、提案内容が本市に財政的効果をもたらす場合において、本市の財政支出を伴う提案を排除するものではないというものでございます。こちらの意味というのは、今、本市として、例えば100支出しているものを、例えば80に低減できるような提案があった場合には、そうした提案を排除するものではないという趣旨の内容となっております。

3番目、公益要件でございますけれども、こちらのほう、提案者及び提案内容が公平性・公益性等の 観点から妥当であることというところの要件を設定していきたいと考えています。

続きまして、(3)提案事項及び提案採用の評価基準でございますが、右のページの一番上のほうを見ていただければと思いますが、提案事項の項目、提案採用の評価基準ということで、おおむねこちらに記載されているような提案事項の項目と評価基準を設定しながら、提案を受け付ける際の内容等を評価の指標という形で整理をさせていただきたいと思っております。

続きまして、(4)の民間提案の受付窓口でございますが、こちらはまず、フリー型の民間提案というものにつきましては、民間活用の制度所管課ということで、我々、行政改革マネジメント推進室が受付窓口になるということです。もう一つ、テーマ型の民間提案というものは、テーマを担当する事業所管課が受付窓口となるということで、それら総合調整につきましては、我々、行政改革マネジメント推進室が一元的な対応を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、(5)の民間提案のプロセスでございますけれども、少しここはプロセスに沿って考え 方を整理させていただいております。初めに、情報提供というところがございますが、まずは、この提 案を積極的に促していくための取組ということで、我々といたしましては、プラットフォームですとか、 サウンディング等を活用しながら、提案が積極的に促される取組をしっかりと講じるものとするという ふうに考えております。

次のプロセスとして、まず、事前相談というところがあると考えておりまして、民間提案に係る事前相談につきましては、フリー型につきましては、我々、行政改革マネジメント推進室が窓口となり、テーマ型につきましては、事業所管課が窓口となるということを想定しております。また、その相談にあたってというところでございますけれども、既に本市として策定・公表済の構想や計画ですとか、可能な範囲での本市の検討状況、提案に係る部分の取組の検討状況等をしっかりとこちら側も情報提供していくことで、提案がよりよいものになっていくような形を本市としても対応を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、提案の受理というところの項目でございますけれども、黒丸の一つ目というところで、フリー型の民間提案につきましては、民間活用の制度所管課が窓口となり提案の申請を受け付けるということ。その後、提案に該当する事業所管課とともに、事前相談の内容や提案内容から、提案受理の要件を満たしているかを確認の上、提案書受理の判断を行っていきたいというふうに考えています。また、テーマ型につきましてはそれぞれの事業所管課において判断を行っていくということと、あと、最後の黒丸でございますが、明らかに受理要件に当てはまらないものについては、受理をしないという対応になりますけれども、なかなかこの三つの要件の適合性について判断を要するという場合は、基本的には受理を行った上で、具体的な審査の中で判断していくという形で、基本的に受理の部分では積極的な対応をとっていきたいというふうに思っております。

続 き ま し て 、 提 案 検 討 で ご ざ い ま す が 、 提 案 内 容 の 採 否 に つ き ま し て は 、 基 準 を 踏 ま え て 、 制 度 所 管

課との協議調整の上で、事業所管課が判断をしていくという対応をとっていくものです。その次の黒丸につきましては、検討にあたりまして、専門的な知見等を必要とする場合は、こちらの民間活用推進委員会にお諮りさせていただきまして、そうしたご意見を踏まえながら、提案採用の可否の判断を行っていきたいと考えています。

資料を1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。

上段には、民間提案のフローのイメージということで、今ご説明したものをフロー図として示させていただいたものを記載させていただいております。

最後に、(6)というところで、提案採用時の提案者の取扱いでございます。こちらは主に、具体的に提案をいただいた民間事業者様に提案いただいたことをどう評価していくか、インセンティブをどう考えるかというところの考え方を整理させていただいたものでございます。

初めに、黒丸一つ目のところでございますけれども、提案を採用した場合に係る事業者選定は、原則、公募の手続きをとる。これはフリー型の提案についてということで、原則、公募の手続きをとるということで進めていきたいと考えております。ただし、実際に採用いただいたことを積極的に評価していくという趣旨から、採用提案の提案者による事業提案に対し、一定の加点評価というインセンティブを行うことができるものとするという仕組みとしていきたいと考えております。

この加点評価の考え方というところが次の黒丸二つ目でございますけれども、本市といたしましては、指定管理者の選定における実績評価の仕組みというものがございまして、そちらは、下の米印の参考に記載させていただいておりますけれども、毎年度、年度の評価をしている中で、AからEランクの評価を与えて、実際そこの中で、実績反映の割合をパーセンテージで決めておりまして、最終的に、指定期間5年目の段階でそれらを平均して、次回にその指定管理者さんから応募があった際の加点を考慮するという仕組みを講じておりまして、その中での加点の評価の割合の上限値が10%になっているというところを踏まえまして、今回の民間提案制度における加点評価の割合の上限値を10%と、制度間の均衡を図るという意味でも10%とさせていただいた上で、実際には公募条件設定の貢献度等に応じて加点割合を決定していきたいと考えております。

最後になりますが、最後の黒丸のところでございまして、こちらは、インセンティブの中でも随意契約の考え方という形で整理させていただいておりますけれども、サービス提供に対する本市の対価支払いを必要としない場合、また、地方自治法施行令第167条2第1項に該当する場合は、採用提案の提案者と本市が協働して提案内容を実施するという考え方を整理させていただいております。

右側には、地方自治法施行令における随意契約の考え方をそれぞれ整理させていただいておりまして、こうした規定に該当する場合には、その事業者の方々と随意契約に基づいて、事業を実施していくということも検討していくというところの考え方を示させていただいております。

資料3のご説明については以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまの資料3のところにつきまして、また委員の方からご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

川崎委員

手続とか、そういった面については、こういう感じなのかなと思うんですけれども、プラットフォームについて、もうちょっと活用できないかなということを考えています。というのも、大きな視点の中で、地元企業の優先とか育成とか、そういった観点があったかと思うんですけれども、まさにこういった民間提案みたいなものを地元の企業さんたちが積極的に行えるような環境があったほうがいいのかな

と思っていまして、今のところ、情報提供のところにプラットフォームがあるわけですが、これで果たしてプラットフォームが機能するかというのはちょっと気になります。この辺が何か議論できればなと思うんですけれども。ここぐらいしか入れるところがないですよね。

事務局

今回、民間提案制度の仕組みという形でご説明させていただいたんですけれども、また、実際にその方針を構築していく際には、プラットフォームの項目というものも整理はさせていただこうと思っていまして、逆に、そちら側で民間提案というところをどう積極的に活用していくかですとか、または、地元、我々も提案というものを市外の業者さんだけではなくて、地元の企業の方々に、より地域の課題をよくご存じでいらっしゃる企業の方々に提案していただくことは非常に重要なことだと認識しておりますので、プラットフォームの、もしかしたら項目の中でしっかり定義していったほうがいいのかなと、今、委員のご発言を受けて考えているところでございます。

安登会長

ありがとうございました。

川崎先生、よろしいですか。プラットフォームを活用することで考えていきたいということでございましたが、その辺は配慮していただければと思いますね。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

足立委員

川崎市がこうした非常にレンジの広い取組をしていきたいという中で、民間提案についてもまさに制 約を設けずに、広いレンジ、全てを対象として前向きに提案を活用していきたいんだという考えのもと に、構えの大きな民間提案制度を構築していきたいということと理解しました。

それはすごく精力的でいいことだと思いますが、ただこれから具体的に打ち出していくときに、細かなことで懸念点もあります。これまでの他市の制度であれば、例えば京都市などでやっている、「資産活用に係る提案制度」であったり、他市の「ソフト面の官民協働事業に係る提案制度」というものは、割と提案対象が明確でわかりやすいと思いますが、今回のように全方位でやろうとしたときに、一つの全てを包含する民間提案制度として打ち出すと、よほど丁寧に書かないと、あるいは丁寧に書いたとしても、すごくわかりにくくなってしまう可能性もあるのではないかということです。提案は全方位にわたって受けつける前提の中で、場合によって、打ち出しの仕方としては、資産活用系とか、官民協働系とか、あとは、余りないかもしれませんがいわゆるPFI法の6条提案系とか、そういったような形で分けて公表するなり、募集時期も分けてわかりやすくするとかの工夫ももしかしたら必要になるかもしれないなと思いました。

なお、今一番最後に申し上げたPFI法の6条提案については、一般的には活用しにくい・されにくい面もあるかもしれませんが、川崎市としては、新規の公共施設整備事案などで活用するかはさておき、既存の施設維持管理でのバンドリングによるスケールメリット追求事案などでは、前向きに活用可能性を検討していきたいとお聞きしていまして、それはそれでいいことかと思います。

これに関連してですが、例えば資料の一番最後の頁にある福岡市では、導入可能性調査やアドバイザリーの予算がついた案件をショートリストに載せていますが、6条提案を受け付ける対象事業については、そのショートリスト掲載案件だけに限定しています。これは、民間提案制度というよりは、むしろ民間提案を受けつける条件やスタンスを明確化している、とでもいうべきものかと思います。

なので、もし今回の制度を検討していく中でも、「こういうケースのこういったものについては、提案を寄せられてもなかなか応えられないな」とか、そういったものも想定されるのであれば、場合によ

り、提案対象を限定的にするみたいなこともありえるのかなと思いますので、ちょっとご参考までに。 以上です。

安登会長

事務局から今の足立委員のご指摘に関して何か。

事務局

足立委員の今、冒頭の一つ目の、民間提案の中でテーマ設定みたいな中でこういう対応を行っていくかということでは、未利用財産の部分ですとか、ソフト事業系ですとか、あとは施設整備系と、あとはPFI6条系とか、そこにつきましては具体的な方針の中で、そこら辺がしっかり整理できるような形で位置づけをしていきたいと思います。

また、実はこの提案の部分につきましては、実際に今年度も各事業所管課のほうから、具体的にこういった部分について民間事業者さんのご意見を伺っていきたいというような取組が、年度後半にかけても具体的な話も挙がってきているところでございますので、例えば未利用財産の部分の情報の出し方みたいなものをどうしていくかというところもあると思いますので、しっかりそこは事業所管課とも連携しながら、どういったテーマ出しをしていくのかというところの整理もあわせて行っていきたいと考えております。

二つ目の6条提案につきましては、等々力再編整備事業に係る提案の審査を今まさに、別の部会で進めているところでございますけれども、確かに非常に難しいといいますか、非常に審査に苦慮しているというところもございますので、足立委員がおっしゃられたような、福岡市さんみたいな形の整理の考え方というところも少し参考にしながら、また今回の等々力の案件の審査を少しフィードバックしながら、どういう形が望ましいかということは、また改めて、その審査が終わった段階で、フィードバックも踏まえながら、我々、事務局のほうでも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

足立委員、よろしいでしょうか。具体的なことは市として検討していただけると思います。 ほかの委員の方からは。

保井委員

今も等々力の話が少し出ておりまして、その中身はここでは触れるつもりはないんですけれども、結構、必ずしも入っていないような気がするのは、どこに反映したらいいかがあれなんですけど、今、PFI法の民間提案というところでまとめてくださっている資料3の左側で、提案内容を速やかに検討ということですけど、民間と連携しながらこの事業をやっていくということの意義をどう考えるのかというのは結構難しいですよね。

結局それを整理するときに大事な視点というのは、PFIの場合も同じで、民間提案で考えたときに、対処療法的な課題の解決というよりは、将来、これから30年、50年、60年で考えたときの川崎市の価値の維持・向上を考えると、これはやるべき事業なのかもしれないと、そういう議論になっていくんですね。

それを考えると、検討すべき事項という次のページのところで、提案受理の要件ということで、要件 1 のところに、左側の囲みのところに、質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、 歳出歳入等に使うと書いてあるんですけれども、何かひょっとしたら、この社会的課題、地域的課題の 解決に、もうちょっと加えて、何か将来に向けての価値創造とか、価値創造以外になかなか、いい言葉は浮かばないんですけど地域価値の向上とか。ハード系の場合は、結構長い間の事業ですので、何か今の課題というよりも、もう少し将来を見たときに川崎市としてやっていくべきだというような視点も入れておいたほうがいいんじゃないかなという気がします。

例えばSDGsとか、そういう視点を入れたときに、この事業はどうなったのか、そういう議論とかが出てきたりすると、今のこういう要件の中では、何かそれにはならないかもしれないなと思って、そういう、もう少し広い社会ですとか将来に向けての考え方を入れてあげたらいいんじゃないかなという気がしました。

それを合わせると、すみません。これは、ここでは余り関係ないかもしれませんけど、これは最後までに検討いただければいいと思うんですけど、このガイドラインは何という名称になっていくかって決まっていますか。何か、民間活用というのが、それこそ横浜市さんなんかは上手に「共創フロント」というキャッチーな名前をつけていらっしゃるわけですが、それに比べると民間活用って、やっぱり事業を民間に投げて民間をちょっと活用させてもらいますわみたいなふうにもちょっと聞こえるので、もう少し協働で将来の川崎市をつくっていきましょうみたいなキャッチフレーズを込めた文章にしたほうがいいですし、それを考えると、言葉の使い方も、少し今の段階から整理しながら書いていったほうがいいのではないかなという気がする。

これも、何かいい言葉はないかなと思ったんですけど、なかなか共創という言葉以外は浮かばなくて。 すみません。具体的な提案ではないですけれども、ちょっと検討していただいて。できればと思います。 以上です。

安登会長

ありがとうございました。 2点ほど指摘をいただきましたけれど、事務局のほうで。

事務局

まず、1点目の検討する上で、例えば将来に向けてという視点をどう考えていくかとかいうところにつきましては、まさに、保井委員には今回、審査部会の部会長を務めていただいているといいうところも、ございまして、確かにこの、特に資料3の1枚目の左側のフロー図の中のPFI法第6条の中に基づく、提案内容を速やかに検討というアからカのところで、これは、内閣府のマニュアルの中でこういった視点で検討会をしてということで示されているものに基づいて、今回、我ほど足立委員のほぼうかららも、この制度はをもう少しどうにかする必要もあるというところのご指摘くて、たらにその先々もといいの後、施設運営ということを考えたときに、整備期間だけの話ではなくて、そのたないで、というところを検討していかなければならないという視点が、やっぱり必要かなと考えているが、なんだというところを検討していかなければならないという視点が、やっぱり必要かなと考えているのか。また、その施設をどうしていきたいのかという視点を、もちろん民間事業者のことにでいただいた上で提案をしてきていただきたいというところは、今回、我々も非常に感じたところにおいますので、どの中で、保井委員の部分を反映していくのかというところは、また事務局の中に持ち帰らせていただいて検討させていただきたいと思っております。

あと、今後の民間活用というフレーズといいますか、方針自体の名称というところは、また、我々も引き続き考えていきたいと思っております。

民間活用というのが、川崎市で非常に耳なれしているといいますか、その言葉を使うと大体共通言語になってしまっているような部分がございまして、そこの部分と、ただ、そうした中でも考え方を変え

ていかなきゃいけないということで、リニューアルしなきゃいけないという考え方もありますので、またそこは我々のほうでも検討はしていきたいと思いますし、また何かキャッチーなネーミングがありましたら、委員の皆様から、いろいろご提案をいただければと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

安登会長

ありがとうございました。

伊藤委員

1点だけ。ずっと、事前にご説明いただいたときからも考えていたところで、民間提案を広く欲しいということがあって、今等々力のほうでは大企業から提案があって、それなりにコストをかけてやっていらっしゃるというものが前提としてはっきりある中で、川崎の地場の方たちからの提案をどうやって引き出すのがいいのかというのは難しいだろうなと。

それで今、いろいろ書いていただいていて、ただ、実際に地場の方たちがやろうかなと思うのは、それなりに採用されそうだなと思うということが大事かなと思っていまして、今、保井委員からも評価基準のところの話がありましたけれども、評価基準をもう少しブレイクダウンするというか、これなら通るんじゃないかと思わせるような、もう少し、こういうことが必要、求められているんだということを記載できるといいんじゃないかなと思っています。具体的に、ではどうすればいいかというのはなかなか難しいので、ちょっと発言をためらっていたんですけど。

やっぱり、そこはないと、わかりやすい大きな事業ではなくて、地域の小さな問題を解決するためのいい提案みたいなものを拾い上げていくためには、そういうものが、今、川崎市として求めているんだというのを、ちょっと打ち出していくのが大事だと思いますし、例えば評価基準の中で、本市政策の方向性との整合と書いてあって、もちろん政策は公表されていますし、隅から隅まで読めばいろいろあるんだと思うんですけれども、特にこの中でここのポイントを重視していますみたいなことが、ずっとではなく、例えば年度単位、今年はこうです、そういうことでもいいんですけれども、テーマに限らず、重点ポイントみたいなものがあると、さらに伸びていくのではないかなと思います。

安登会長

では、今の重点ポイントの話について事務局からありますか。

事務局

今回、お示しさせていただいたのは、あくまでも大枠の項目出しというところですので、まさに今、委員が言われたところは、どちらかというと、どうすればその提案が採用されるかというところの視点に立った評価基準という書きぶりをしたほうが、企業にとっては、その考え方をしっかり具現化するための提案が出てくるということだと思いますので、そうした、ちょっと考え方をかえて、実際の評価基準の説明、実際の方針の中に位置付けるにあたって、そうした視点に基づいて書き込みを行っていきたいなと思っております。

安登会長

ありがとうございました。 ほかにはよろしいですか。

川崎委員

ちょっと、今のこの評価基準のところが気になっていまして、民間提案を広く出してもらいたい。つまり、アイデア募集なんですよね。余り評価基準を最初からがちがちにするとアイデアが出てこなくなってしまうおそれもあるので、ここはどういうふうに書くかというと、余り具体的には書かずに、むしろ等々力の様な案件はプラットフォームみたいな、集合するというか、集結するようなところに課題を投げて、ちょっと皆さんと考えてみてくださいというような形の性能発注にしたほうが、アイデアが出てくるんじゃないかなという気がします。

提案受理の要件のほうで、つまり最低限ミニマムリクアイアメントとしてこれぐらいの条件を満たしておけば受理はしますというのは必要だと思うんですけれども、評価基準のほうを事前にがちがちにしてしまうのは、やや民間提案の趣旨とは違うのかなという気がするんですけど、この辺を皆さんはどういうふうにお考えかなというのを伺いたいと思うんですけれども。

最初からこれとこれとしてしまうと、アイデアが出てこなくなってしまうおそれがあるということを 危惧しているんですね。

むしろ、そこの部分は自由に考えてもらって、制度とのすり合わせみたいな、つまり柔軟に対応していくということが、先ほどの優先的検討の中にもあったと思うんですけれども、最初の段階からいろんなことを決めてしまわないで、この課題に対してどう対応していくかというのを、議論というか、アイデアを出してもらうというところが、この民間提案制度の肝になるところなので、余りここでがちがちにしてしまわないほうがいいのかなと、私は考えているということです。

安登会長

ありがとうございます。 事務局からお願いします。

事務局

まさに、川崎委員がおっしゃったような形で、提案を我々としてもどんどん促していきたいという中で、例えば、そこの中で評価基準をがちがちにかためてしまうと、やはり提案する事業者さんたちも少し腰が引けてしまうという状態は、確かにあるだろうなという反面、アイデアを出してもらったけれども、実際、市として全く採用されないという形になっていってしまうと、今度は、また、それでも提案が少なくなっていってしまうというところもあるので、一定程度、やはり市として、どういう判断でそれを採用しなかったのかというところは、企業の方々にも説明をしっかりしていかなければいけない。その説明をしていくに当たって、どういった考え方なのかというところが、多分、この評価の基準ということになっていくのかなと思いますので、多分そこはまた絶妙なバランスが必要になってくるのかなとは思っておりますので、そこはまた我々でも工夫はさせていただきたいとは思っています。

実際、今度、どんな提案が出てくるか見当がつかないところではあるんですけれども、例えば今後提案を採用する際には、地域の方々のご意向みたいなものも配慮していく中では難しいとか、これなら大丈夫だろうとか、そうした部分も含めながら、この評価基準というものを、どう考えるというか、また、そこは我々のほうで整理をさせていただきたいと思います。

安登会長

どうぞ。

伊藤副市長

民間提案の制度設計につきまして、6条提案もそうなんですけれども、最終的な提案書は、きっちり書き込まなきゃいけないと思います。ただ恐らく、他都市の例なんかでは、提案書に至る手前の段階で、

かなりその提案についてキャッチボールがあって、それも含めて提案の範疇に入れて、制度として整理するのか。あるいは、実際の運用の中で、こんなのどうなんですかねと。プラットフォームが、まさに一番いいイメージができる場だと思うんですけど、そういった場で、本当に突飛なアイデアベースのものも含めて、提案として受け取るには重たいので、そこで幾つか、事前に、我々の考えはこうなんだけどと。でも、民間の皆さんがこういったものをとなったときに、そういったものを入れ込んだ仕組みにしたほうがいいのか。そちらは運用の中でやったほうがいいのか。その辺りが整理されると、大分、民間の方もハードルが低くなって、事前相談というんですかね、提案前のプロセスが明文化されることによって、変わってくるのかなと思うんですけれどもね。

実態としては、どうですか。

足立委員

本日の資料でも、(5)で、情報提供や事前相談といったことも記載いただいていると思いますが、例えばさいたま市などでも、まずはプラットフォームとかセミナーの場で情報提供して、その後に、やわらかい段階からアイデアを受け付ける場を設けてますとか、そういうような形の打ち出しをしていたと思います。

伊藤副市長

それは、6条提案も同じでいいという感じですか。

足立委員

6条提案については、多くの自治体で、事前のプロセスを明確化するようなことは、逆にしていない のではないかと私は理解しています。

ただ、これまでの各地の事例をみていると、民間サイドから、「PFIや公共施設新規整備系の本丸の6条提案ではないのだけれども、6条提案の趣旨に則り、市にもアクセプタブルな内容を、ほぼ正式な6条提案として提案します」的な事例が、結構複数存在しているように思います。ですので、そういった類型のものについて、提案受入にあたってのスタンスやプロセスを何らかわかりやすく明記しておくような、環境の整え方はあるかもしれないなと思います。

安登会長

他の委員から、よろしいでしょうか。 どうぞ。

保井委員

部会がどうなるか、まだ、わからないですけれども、私も何もわからないんですが、ただ、いろいろ議論をしている中で、いわゆる、まさに提案の前段階の、いろんなやりとりをしてそこに至るんだという、その前段階が大事なんですけど、それが市民に対して、今のところ仕組みもないので、見えない中でやっているので、かえって市民からすると疑心暗鬼になってしまうというか、何かそこら辺を、できるだけオープンにしようとしているのがこういうPPPプラットフォームだったり、何か横浜市の共創フロントなんだと思う。何かまだぼやっとしたものを、できるだけ情報をオープンにして受けとめて、少し協定みたいな仕組みをつくって、その企業ととりあえずちょっといろいろ検討してみましょうということだと思うんです。

今、何かいろんなところで協定を結んでいますよね。そういう、まだ事業、特にハードの事業にはな

りきれないので、その前の事前調査だったり、市民に対する啓発だったり、そういうところを一緒にやりましょうというような動きを、今のこの中だと取り組めるのかどうかというのは、先ほど来、川崎先生がおっしゃっているような問題意識にもつながるのかもしれないですけれども、もしこれが取り組めていないのであれば、PPPプラットフォームの前の、やっぱり前のほうから入れて、そこで、もう少しやりとりをしたり、一緒に調整をしたりするような仕組みの協定を一旦結んで、市民に見える形で進めると良いと思います。

安登会長

保井委員のご指摘を受けて、事務局から何かないですか。

事務局

保井委員がおっしゃられたように、この民間提案という項目ではなくて、どう情報提供をするか開かれた形での情報をしていくかとか、プラットフォームのあり方みたいな話を、章立ての構成も、また今後、お示しさせていただくことにはなるとは思うんですけれども、しっかりそれを、この民間提案制度の前段で説明をさせていただいて、ご指摘のようなところがうまく表現できる形で、また改めて整理させていただきたいと思います。

安登会長

ありがとうございました。

この辺は新しいところなので、なかなかこれでいきましょうというのは難しいと思うんですけど、PFI法の6条の流れを基本としつつ、川崎市として、少しその辺は弾力的にしていただいて、それで、民間の反応も見ながら、そこを少し緩めたり締めたりとか、若干の曲折はどうしても必要なのかなと。そこは、弾力的にやっていただければ、落としどころみたいなものは見えてくるのかなという気が、お話をお伺いしていていたしました。

上限値の10%というのに関しては、皆さんよろしいでしょうか。大体こんな感じと、皆さん受けとめられたのかなと。余り低いと何だということになりますし、40%乗せるというと、ほかの人がなんだということになるので、微妙なところですけれども。ここに関しては、特にこんなところかなというふうに、皆さん、感じられたのかなと思いました。

では、時間もおしてきましたので、議事を進めさせていただきます。

議題1(4)の知的財産を含む情報の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料4をごらんください。知的財産を含む情報の取り扱い方針(案)でございます。

まず、1ポツ目の、民間活用における知的財産保護の必要性でございますが、民間活用において、民間ならではのアイデア、ノウハウを最大限に活用するためには、民間がアイデアを提案しやすい環境を整えることが重要であると考えております。

また、民間の提案の中で、知的財産に当たる内容が含まれている場合があると考えており、提案内容の公表によって提案者が不利益を被らない環境を整備しなければ、結果として提案を躊躇させることにつながりかねないということで、知的財産保護の考え方を示す必要があると考えております。

まず、前提としまして、知的財産とはというところで、枠囲みのところで記載させていただいておりますが、こちら、内閣府のガイドライン上の定義でございます。高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア、営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報という定義がさ

れております。

ということで、必ずしも特許のような形で法律で守られたものだけではないというような形ではありますが、こういった知的財産につきましては、保護をする必要があると考えております。

2 ポツ目でございます。知的財産を含む情報の取扱いの考え方につきまして、5 点ほど整理させていただいております。

一つ目でございます。知的財産につきましては、当該情報を公表しなければ事業者選定に当たっての公募要件等を策定できない場合を除き、公表しない。二つ目でございますが、知的財産に該当する情報を公表しなければ事業者選定に当たっての公募要件等を策定できない場合は、提案者の了承を得た上で公表する、その場合、事業者選定の際に当該提案者に対して一定の評価を行うというものでございます。3点目につきましては、知的財産に該当する情報については、提案者に理由とともに明示することを求めたいと思っております。こちらにつきましては、知的財産につきましては先ほどの定義にあるように、明確にこれが知的財産であるということが客観的に評価することが難しいと考えておりますので、まずは、提案者に該当箇所、それから、その理由について明示を求めたいと考えております。

4点目につきましては、知的財産に該当するか否か判断が難しい場合は、本市と提案者の双方でその範囲を明確化し、公表について決定するとともに、当該提案者の権利、地位、その他正当な利益の保護に努めると考えております。それから最後に、事業実施後においてもなお、提案者のアイデアが知的財産に該当する場合には、当該提案者の権利、その他正当な利益の保護に努めていきたいと考えています。続きまして、3ポツ目でございますが、情報公開請求における取り扱いでございます。2ポツ目は、知的財産を含む情報の取扱いの考え方でございますが、情報公開請求ということで、開示請求がなされる場合がございます。こちらにつきましては、川崎市の情報公開条例に基づき開示・不開示の判断を行ってまいりたいと考えております。下に情報公開条例を少し抜き出しております。第8条でございます

る場合がございます。こちらにつきましては、川崎市の情報公開条例に基づき開示・不開示の判断を行ってまいりたいと考えております。下に情報公開条例を少し抜き出しております。第8条でございますが、こちら、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示をしなければならないとされておりまして、除かれる項目としまして、一番下のアでございますが、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものという形になっております。こちらの定義につきましては、先ほど冒頭で触れました知的財産の定義にも合致するものかと考えておりますので、こういったものに該当するものであれば、情報公開請求においても保護、つまり不開示というような形の形態をとることになると考えております。資料4につきましては、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

資料につきまして、また、委員の方からご質問、ご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。 どうぞ。

伊藤委員

知的財産に関しては、情報公開請求等が先にあって、その下に条例があってということで、それより広く、それより知的財産を広くとって、開示しないという選択肢がそもそも法律の構造上ないので、これ以上は、もう守れないということになりますので、そこから、1、2、3と上から書いてありますけど、3からさかのぼっていっても、こういう構造にしかならないので、これ以上広げることもできないし、逆にこれ以上狭くすると余りにも難しいということがあって、結論としてはこれになるんだと思うんです。余り、ほかに基準を広げたりできるような性質のものではないと。

ただ実際、運用のときの場面になると、民間から、いやそれは知的財産だと。いやそれはどう見ても 誰でも知っている話だという、その二つが一番問題になって。ですので、方針としては、もう、これで いいんだろうと思うんですけれども、実際、提案を受けたものについて、どこまで公表しなきゃいけないのか。公募に当たって開示しなきゃいけないのかという個別の折衝みたいなところが一番重たい。ですので、方針としてはこれでいいと思います。実際の運用が難しいので、ただ、この方針を出すとともに、川崎市としては民間の提案の権利保護の意識がありますということを、はっきり打ち出していくということが大事なのかなと思っています。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、知的財産権を含む情報の取扱いについては、今、ご意見をいただいたようなことでいいか と思います。

放送がありますけど、終わり次第、(5)のモニタリング方法・体制の再構築について、事務局から 説明をお願いしたいと思います。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、お待たせしました。お手元の資料の5をごらんいただきたいと思います。

モニタリング等の基本的な考え方(案)でございます。

1、モニタリング等の目的でございます。民間活用を進めるに当たっては、太字部分にございますが、サービスの質、安全性が確保される必要があるということでございますが、所期の目的の達成状況を確認し、より良質な公共サービスの実現に向けて見直しを行っていくことも必要だと考えております。

整理をしているのは囲みのところでございますが、目的としましては、公共(的)サービスの質・安全性を確保すること。二つ目は、次期取組に向けた必要な見直しを行うための状況把握をすることでございます。

なお、モニタリングについては内閣府のガイドラインの中では、監視的な意味合いが強いというようなところがございますので、囲みの下でございますが、ソフト事業における多様な主体と行政が協働で行う公益的な事業、例えば協働・連携みたいなことについては、多様な主体と行政が、共に協力しながら取組を進めるため、モニタリングという概念がなじまないと考えておりまして、箱の中に整理をさせていただいておりますが、多様な主体と行政が協働で取り組む事業につきましては、取組による効果が改善する余地がないか、定期的に確認し合うということで、この後、レビューという言葉で定義をして進めていきたいと考えております。

それ以外のものについては、民間により提供される公共サービスの水準を監視(測定・評価)するということで、モニタリングという形で定義をしていきたいと考えております。

なお、公有財産の利活用については、条件を付さない単純貸付や単純売却、ネーミングライツの導入などの取組については、市民生活に与える影響や行政関与の必要性が乏しいためモニタリング等は不要とし、それ以外についてはモニタリングを実施していきたいと考えております。

2番目のモニタリング等の視点と手法でございます。 (1) モニタリングおよびレビューの視点ということで、共通したものを整理させていただいております。 囲みの表の中でございますが、目的として公共サービスの質・安全性確保という視点でございますが、視点においては、契約、協定で示された目的、仕様が、要求水準に合致しているか否かを確認する。また、当該民間の健全な運営を阻害するおそれのある事象があるか、あるいは原因がないかを確認する。

もう一つの項目としまして、次期取組に向けた必要な見直しを行うための状況把握という中では、当該事業あるいは事業分野に係る本市の政策や市民ニーズの変化等を踏まえ、次期事業の導入機能や民活の範囲を変更する必要があるか否かを確認していくということで整理しております。

右側の上にいっていただきまして、(2)モニタリングおよびレビュー手法でございます。(ア)で

は、モニタリングにおける民間と本市の役割ということで整理をしておりますが、民間が自ら提供するサービス水準維持・確保や履行状況の評価・整理を行い、本市がその結果を定期的に確認することで、サービスの履行状況や水準が所期の目的等を満たしているか否かをモニタリングするということにしております。

(イ)としましては、レビューにおける民間と本市の役割でございますが、協働連携事業などにおいては、本市と民間による協議の場における情報交換や意見交換を通じて、所期の目的の達成状況や効果・課題について確認・共有をしているものとしております。

(ウ)でございますが、制度所管課による確認でございます。個別の民間活用事業のモニタリングなどは事業所管課が担当することを基本とし、その実施が適切であるか、民間活用に係る制度所管課、行革であったり、協働・連携推進課であったり、資産運用課であったり、それぞれの分野の制度所管課が確認する仕組みとすることで、適切なモニタリングを実施、維持していきたいと考えております。

(エ)でございますが、学識経験者等第三者による客観的評価の実施でございますが、モニタリング等が適正に実施されているか、サービスの不履行、水準の未達など、民間または民間・行政による改善策が妥当かを、学識経験者等第三者機関が、専門的、公正・中立な立場から客観的に評価する仕組みとしたいと考えております。

3番の問題発生時における対応の考え方でございますが、(1)にありますように、問題発生時の基本的な対応としましては、下線部でございますが、問題発生時には本市及び民間が協力し合って、サービスの提供の停止やサービス水準の低下を最小限に留め、迅速に復旧させることを最優先としたいと考えております。

(2)のサービスの不履行及び水準未達が繰り返し発生する場合の対応でございますが、是正を求めたにもかかわらず、改善が困難であったり、不履行となっている場合については、サービスを担当する主体の変更や契約解除、あるいは契約終了をするものとしたいと考えています。

(3) の学識経験者等第三者からの意見聴取というものでございますが、問題が生じた場合や、迅速にサービスを復旧することができなかった場合などについて、行政側で原因等を分析した上で、専門的な見解を有する学識経験者等第三者の専門的、公正・中立な立場からの意見を聴取し、次期事業につなげていきたいと考えているところでございます。

ページをおめくりいただいて左上、4、制度所管課と事業所管課との連携のあり方でございますが、制度所管課は、全庁的な情報蓄積に基づきモニタリング等の方法、評価基準、問題発生時の対応等について助言を行うこととしたいと考えておりまして、これらを可能とするために、制度所管課は、事業所管課との連携を通じながら、いろいろな情報の蓄積を図りながら、このモニタリングの実施につなげていきたいと考えております。

5番目でございますが、事業終了時の総活と次期事業の手法検討のあり方でございます。

(1)事業終了時の総活の目的でございますが、良質な公共サービスを提供し続けていくためには、 事業期間中のモニタリング等に加えて、事業の知見を次期事業に活かすことが重要と考えております。 そこで、モニタリング等対象となるあらゆる民間活用事業を対象に、民間活力導入結果の総活を行い、 次期事業の民間活用の方向性、手法検討に活かしていくこととしたいと考えております。

(2) 効果検証等の方法でございますが、個別の民間活用事業の効果検証及び課題把握は事業所管課が行い、その検証結果が適切であるかを民間活用に係る制度所管課が確認した上で、学識経験者等第三者機関に専門的、公正・中立な立場からのご意見を聴取し、次期事業につなげる仕組みとしたいと考えております。

下の囲みの中に、視点、検証内容とありますが、事業としての評価としましては、当初に期待した効果が適切に得られたかどうか。また、手法としての評価としましては、事業スキームが妥当であったかということを検証していきたいと考えております。

(3) の次期事業手法検討内容につきましては、表の中にございますように、検討項目についてでございますが、事業内容や方向性等につきましては、検討内容として、事業終了時の検証結果や事業を取りまく状況変化などを踏まえて、次期事業における事業内容や導入機能を変更する必要があるか否かを判断してまいります。民間活用手法等の検討項目については、上記の内容や方向性を踏まえ、最適な民間活用手法や民間活用の範囲を決めていきたいと考えております。

なお、事業期間中のモニタリングにおいて性能条件等の未達や事故等が確認された場合、その原因の検証を通し、当初検討における性能条件や手法、リスク分担等が適切であったか、それらを発注時にどのように設定すれば回避できたか等を検討し、次期事業の検討に活かしていきたいと考えております。 右上にいっていただきまして、(4)事業終了に向けての総活のタイミングでございますが、(ア)のソフト事業/内部管理事務に関しましては、終期が設定されている事業に関しては、事業終了の1年前より検討を開始している。また、協定など、終期の設定がされていない事業については、事業開始から3年から5年ごとに事業内容の変更等の必要性を検証するものとしたいと考えております。

(イ)の施設整備・管理運営事業/公有財産の利活用につきましては、施設整備・改修を伴う場合、以下の表の様に、検討したいと考えております。例えば、事業の終了の1年前から引き継ぎの開始を検討し、2年前から劣化診断/事業終了前の修繕などに入っていくなどを行っていきます。また、事業に向けての作業については、1年前から事業者決定/契約、次期事業者の募集を2年前、そして3年前には検証作業などを始めたいということでおいておりますが、事業の規模などに、事業の性質などに応じて、適切に判断してまいりたいと考えております。

資料のご説明は、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。 では、引き続きまして、委員の方からのご質問、ご意見を賜りたいと思います。 いかがでしょうか。どうぞ。

足立委員

最初に1点細かいことなのですが、資料5の1ページ目の右半分の(2)の(イ)のところで、協働連携事業等における「効果検証・課題把握」とありますが、ここは「レビュー」というワードが正しいのでは。事前説明時の資料と本日の資料で、ソフト事業に係るワーディングを全体的にこのように変更されたのだと理解しているのですが、こちらの箇所だけ古いワードが残っているように思うので、ご確認ください。

資料2ページ目の「5.終了時の総括と次期事業の手法検討のあり方」については、必要な総括をしっかりした上で次期手法等につなげているような取り組みは、これまでPFIなども含めて、あまり事例がないかなと思うので、今回の川崎市には、ぜひ、全国を先導するような取り組みを期待したいなと思っております。

いろいろと、相当よく考えられていて、資料も練られているかなと思うのですが、2ページ目の左のちょっと真ん中よりもすぐ下あたりの、事業としての評価、手法としての評価、これが非常に重要かなと思っています。例えば、新しい道の駅とかで、にぎわいが出ているのだけれども、公共でやっても出るにぎわいの部分と、民活を導入したことで上乗せされて出るにぎわい効果の部分が、それぞれいかほどなのか、というのが重要だと思います。しかしながら、これはなかなか定量・定性、両方とも難しいところもあると思いますが、その辺もしっかり分けて総括・評価して次に生かしていくとかいうところも、ぜひ期待したいなと思います。

あとは、2ページ目の右側の一番上のほうにある「総括のタイミング」のところで、終期が設定され

ていない事業は、3年、5年ごとということになるわけですが、終期が設定されている事業は、事業終了の1年程度前よりということになっています。これは、例えば期間15年や20年のPFIであれば、終了の1年前ということなのだろうと思います。ただ、この辺もできれば、少し改善の余地があるのではないかと。というのは、総括というのは、その事業の第2期につなげていくためだけのものではいからです。それ以外の事業も、次から次へといろんなものが出てくる可能性がある中で、先にスタートした事業に習うというところがあると思います。なので、15年とか20年の事業であっても、可能な範囲で、3年から5年ごとに所期の効果、まず最初の3年から5年はこういう効果が良込まれるとか、事業期間中盤はこうとか、そういうものを想定する中で、前半3年は所期の効果が達成されているかとか、所期の効果以外の効果がないかとか、事業の効果と民活の効果はそれぞれどうかとか。あとは想定外の課題とか、そういったものも含めて、やっぱりもうちょっと頻度を上げてしっかり評価していくことで、次に続いてくるほかの事業とかにも参考になるところがあると思いますし、また、この分野の、日本全体の取組にも、非常にはずみがつくと思います。今回取組のレンジが広くて、すごくいろいとあり大変だと思うのですが、可能な範囲で、今後、検討していっていただけるとうれしいかなと思いました。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。 事務局から、何かありますか。

事務局

資料 5 に、 1 点目の効果検証・課題把握の文言については修正漏れですので、訂正をさせていただきます。

2点目の、事業としての評価、手法としての評価、これはなかなか難しいなというのは、考え方としては整理はしつつも、やり方については、しっかり制度設計をしていかないといけないなと思っております。

最後の、PFIについては、2枚目の(ア)というよりは(イ)のイメージでおりまして、施設整備・管理運営事業、ハード事業みたいなところでの整理だと考えております。PFIにつきましては、手続面で、かなり契約までの段階を踏まなければならないところがありますので、実際には、1年前に始めても遅い可能性がございます。

30年ぐらいのPFIであれば、5年前に検討を始めるとしましても、1年目から25年目まで何も見ないかというと、それもかなりまずいとは思っていますが、日々のモニタリングの中で、委員がおっしゃられたように3年から5年ごとに少し総括をするような、そういった意識を持って見ていくということは重要かなと思っていますので、その辺は具体的にガイドラインの中で、考え方を少し落とし込んでいきたいと考えております。

安登会長

ありがとうございました。 ほかにいかがでございますか。

伊藤委員

モニタリングとレビューの仕組みというか、考え方を示すのはとても大事なことだと思います。特に レビューについては、今まで年次的な基準がなかった中で、こういうことを打ち出していくということ で、その連携、必ずしもお金が動くものだけではないものについて、市として把握していくという姿勢を示せるのは非常にいい取り組みだと思います。

ただ、今までモニタリングをずっとやっていたということもあって、出てきたものの活かし方についての記載がモニタリングに割と重点があるのかなと思っていまして、レビュー結果が出たところで、共有するというところまでは(4)のところですか、2ページ目のところに書いていただいているかなと思うんですけれども、レビュー結果を使って、その後どうするかというところも、もう少しアイデアがあるといいんじゃないかなと。

ただ、レビューの対象は箱物と違って、個別個別違うので、何か定性的にはっきり書くのは難しいのかもしれないですけれども、そのレビューを今回とったことによって、どういうふうに次に生かしていくのかという視点を、どこか一つ、入れられるといいんじゃないかなと思っています。

安登会長

ありがとうございました。 事務局のほうから何か。

事務局

レビューにつきましては、委員のご指摘のとおり、情報交換、意見交換をするだけではなくて、それを、いかに改善につなげるか、その視点が重要で、そのために実施するものだとは考えておりますので、ちょっとその方法、そういったことにもつなげるということが少しわかりやすいような形での書き込みをさせていただきますし、そういった考え方で庁内的に共有させて進めていきたいと思っております。

安登会長

ありがとうございました。

ほかに。

川崎先生。

川崎委員

先ほど足立委員のほうからご指摘があったように、他の事業に、類似の事業に示唆を加えるというのは重要な観点かと思いますので、多分、5の(1)のところにそういった点を書き加えるといいのかなと思います。

恐らく、このレビューにしても、総活評価にしても、いろんな役割があって、一つは、次の次期の計画に向けてといったときに、先ほどお話があったように、PFI事業で3年から5年でも結構厳しいというお話があったように、中間レビューみたいなものを、指定管理で5年だとちょっと厳しいかなという気はするんですが、途中の日々のレビューを、ある程度、それぞれの契約に応じて一定期間で中間レビューのような形で、次につなげるような仕掛けを入れておく必要性があるのかなというところが1点あります。

類似のほかの事業での施策の意味でも、ある程度、中間レビューで終了時といった形で、一連の評価と効果みたいなものが見えるような形で、それは庁内で共有していることとかが民活を進めるとか普及する意味で、重要な役割を果たすのかなというように思いますので、そういったことを書き加えていただければと思いました。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

事務局

途中段階での振り返り、そういったことも重要な視点だと思っていますので、そういった事業の内容の手法と、そこはどのタイミングかというのがあると思いますが、考え方としては参考にしたいとは思っております。

安登会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 ほかに、ございますか。

保井委員

同じような話です。例えばモニタリングにおける民間と本市の役割と書いてあるところに、確かに案件によるんだと思うんです。ご説明いただいたように。でも、例えば特出しして管理運営が長期にわたるような事業の役割はモニタリングの結果を活かしながら、不断の改善を行っていくという、モニタリングをしながら、その結果を活かしながら、一緒になって、その期間中もどんどん改善していくんだというようなことを一文入れておくだけでも、随分違うんじゃないかなという気がします。

広島カープがやっているスタジアム、結構、ローコストなスタジアムで。

マツダスタジアムですね。結構、ローコストでつくられたんですけど、所管の部署に聞くとマネジメントの担当を置かれていて、毎年、それこそ、いわゆるここで言うモニタリングをやって、結構、毎年毎年、ことしはちょっとバーベキューをやろうかとか、物産展をやれるようなところを足そうかというような、そういう意味では増築、増築みたいなところはあるんですけど、結構しょっちゅう変えているんですよね。

多分、市との関係でいうと、いわゆる指定管理者ですけれども、最初に全部決め切れていなくて、どんどん、そういう意味でいうと民間の発意を活かしながら改善して運営をやっていって、あるいは問題が起きたときの対応もそうだったんですけど、そういう要素を入れないと、長期で民間化していってもらうものは、モニタリングをしながら、そこに出た提案をまた生かしていくというような要素を少し入れるだけでも、メッセージとしては随分違うかなという気がしましたので、検討いただけたらなと思います。

今のところ、基本的にモニタリングの状況、取組どういうふうになっているかというところの評価、整理は民間自身がやるんだというところは明記してあるので大丈夫だと思いますけれども、結構、これはあらかじめ何で評価するかというのを決めて、それをちゃんとデータをとってそれなりに人件費とかかかることで、最初の契約のときに入っていないと、後で、いやそれはやれないですみたいな話が出てきたりもするので、ここは書いてあるので大丈夫だと思いますけど、結構大事なところだと思います。以上です。

安登会長

ありがとうございました。

事務局

そこは例えばモニタリングの計画書みたいな形で、しっかり事前に合意をしておいて、どこを見てい くかみたいなところも合意をしておくということは必要なのかなと思っています。しっかりと仕組みと して機能させるようにしていきたいと思います。

安登会長

ありがとうございました。

大分、時間もおしてまいりましたけれども、私も今、拝見しまして、モニタリングというのはPFIでも必ずありますけど、レビューというのは政策評価で、イギリスなんかでマニフェストをつくって、その後フォローアップするらしいんですけど、日本はマニフェスト自体も、何か立ち消えになってしまいましたけれど、あとの政策の効果を評価するというのは確かに重要なことで、それを織り込んでおられるというので、すばらしいなと思いました。

しかも、そのレビューの中で事業の効果と、足立先生からご指摘がありましたけど、事業の効果と手法の効果を分けて見ていくというのであれば、非常に丁寧なレビューの仕方だと思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

では、最後テーマになりますけれども、(6) 今後の審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

お手元の資料のほうをごらんいただきたいと思います。今後の審議の進め方でございます。

今回、審議項目①から⑨までお示しをしておりますが、本日までに一定程度、⑧の項目までお示しが、 ①から⑧までお示しができたところでございます。残りの項目を第4回にご提示をして、新たな方針の 素案という形でご提示をさせていただければと思います。

下の表をごらんいただきたいと思いますが、今回9月5日を開催させていただいて、次回、当初12月に開催する予定でしたが、次回を11月の上旬に中間取りまとめとしてお示しをさせていただき、その後庁内手続きを経た上で、パブリックコメントを実施し、3月に最終的な確認を、委員会を開催してご確認をいただきたいと考えております。このような形で進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

安登会長

次回が11月の。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

上旬です。まだ日程を調整中でございますので、また決まり次第ご連絡させていただきます。

安登会長

ありがとうございます。今後の審議の進め方については、いかがでしょうか。ご不明な点とかありましたら。

よろしいですかね。

(なし)

安登会長

ありがとうございました。では、この記載のとおりの審議の進め方で進めていきたいと思います。 それでは、本日の議題は以上となります。

その他として、事務局から何かありますでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

1点だけございます。お手元に参考資料というものを、一番下にご用意させていただいております。 先ほど来、会議の中でもお話をいただいております P P P プラットフォームの関係のご報告でございます。

昨日、9月4日の午後に、本市のコンベンションホールで初めてのプラットフォームセミナーを開催させていただきました。定員については300人の設定をしていたんですけれども、締め切り前に埋まるというような形で多くの方にご参加をいただき、きのうは、300人のところ、席は370ほど用意したんですけれども、350人ぐらいの資料の配布があったという状況でございます。

内容は、先にご報告したとおり二部制でございまして、二部ではパネルディスカッションという形で、本市の具体的な事例を4件挙げまして、市長も含めたパネラーの方に、川崎市の事例から見る公民連携のアイデアトークという形で実施をしました。

案件の内容としましては、今回、公有財産の利活用のところの視点を中心におきまして、小中学校の特別教室の利活用が1点。2点目が、特定優良賃貸の住宅が空き家が増えてきているので、その利活用。3点目が上下水道局が持つ配水地の上部にある1万平米を超える土地の有効活用。あと、4点目が古くなった動物園の再生というようなテーマでございまして、非常に白熱した議論行われました。

その後に、それぞれの所管課と参加者300名の方々と交流をもつ時間をもって、この後、事業につなげていきたいと考えております。

設定の仕方も、工夫ができた課においては、本日からマーケットサウンディング調査を開始しますというようなご案内をしておりますので、きのうのプラットフォームでの場面を次の事業展開に、プラットフォームからサウンディングにつなげていくというふうな取り組みにもなっているかと思います。

まだまだ運営面については至らなかったところがあって反省もございますが、この後、今年度中に2回予定をしております。失敗を改善しながら、いただいたアンケートなども運営に生かしていきたいと考えております。

次回が11月5日の予定で考えているところでございます。また、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいま、参考資料のプラットフォームセミナーにつきましての説明ですけれども、いかがでしょうか。ご不明な点、ございますでしょうか。

(なし)

安登会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上となります。事務局に進行をお返ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。

次回は、先ほど話がありましたが、第4回委員会ということで、現在、日程調整をさせていただいておりますが、11月上旬から中旬ごろにかけて開催を予定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、第4回委員会の前に、検討状況について個別にご説明に伺いたいと考えておりますので、あわせてご協力をお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第3回川崎市民間活用推進委員会を終了いたします。 どうもありがとうございました。